

家賃補助付きセーフティネット住宅へ入居される方向け 手続きマニュアル

1. 入居者資格

家賃補助付きセーフティネット住宅に入居し、補助を受けるためには、次の入居者資格を全て満たしている必要があります。

なお、入居者資格確認通知書により入居者資格が「有り」と通知された場合であっても、必ずしも物件の入居審査を通過するとは限りません。最終的に入居の可否は別途物件のオーナーによる審査を経て決まります。

入居者資格	
1	入居世帯の月収額※ ¹ が15万8千円（21万4千円※ ² ）以下であること
2	住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金を受給していないこと
3	入居する者のいずれかが、横浜市内に在住もしくは在勤していること
4	住宅に困窮していること
5	住民税の滞納がないこと
6	暴力団員でないこと
7	住民基本台帳に掲載された者であること

入居途中で受給することとなった場合、補助が出なくなるため、受給期間等について賃貸人と共有してください。

※1 入居世帯の月収額 = (入居する方全員の所得金額合計 - 公営住宅法施行令に定める各種控除) ÷ 12

※2 子育て世帯（子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者がいる世帯）及び新婚世帯（配偶者（事実婚等含む）を得て5年以内の世帯）に限ります。詳しくは、P11【子育て世代の補助資格】を参照してください。

入居世帯の月収額15万8千円の年収相当額の目安			
	単身者	2人世帯	3人世帯
年金所得	約310万円	約353万円	約404万円
給与所得	約297万円	約351万円	約400万円
事業所得	約190万円	約228万円	約266万円

収入の計算方法

世帯月収額は、入居する方の1年間の総所得金額を計算し、それから該当する控除金額を差し引いた残りの金額を12で割ったものです。

(1) 計算にあたっての注意事項	
※給与所得の方は申込時の勤務先での収入が計算の対象です。	
計算の対象となる収入の種類	ア 給料、年金等による収入 給料、賞与、残業その他の手当、自己の受けている恩給、年金等で課税対象となるもの。 交通費（非課税分）は含まれません。 イ 事業、日雇等による収入 総所得金額。事業による総売上額、日雇等の日給額から営業に必要な経費を控除した後の額、また利子配当等で課税対象となるもの。
収入から除外されるもの	遺族が受給している恩給及び年金。 生活保護の扶助料、障害年金、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、仕送りによる収入等。
無収入として扱わない人	未成年者、又は退職を予定している人であっても申込時に勤務している人。 アルバイト・パート等であっても申込み時に収入のある人。
2人以上に収入があるとき	入居する方全員（婚約者も含む）の所得金額を個別に算出して合算します。
遠隔地扶養	所得税法に基づいた扶養家族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

(2) 各控除の内容及び控除額について				
※世帯の所得金額から申込世帯に当てはまる方がいる場合に次の控除額を差し引いてください				
符号	控除の種類	控除を受けられる人	控除額	備考
1	親族控除	申込者本人を除く入居しようとする親族で同居及び同居しようとする人、ならびに所得税法上遠隔地扶養の対象になっている人。（出産予定の子は含みません）。	1人につき 年 380,000 円	
2	老人控除 対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢満 70 歳以上の人。	1人につき 年 100,000 円	
3	老人扶養 控除	所得税法上の扶養家族のうち、年齢満 70 歳以上の人。		
4	特定扶養 親族控除	所得税法上の扶養家族のうち、年齢満 16 歳以上満 23 歳未満の人。（配偶者は除きます）	1人につき 年 250,000 円	
5	ひとり親 控除	申込本人又は同居家族で、次の内容全てにあてはまる人 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない。 (2) 総所得が 48 万円以下の生計を一にする子があり、合計所得金額が 500 万円以下である。	1人につき 年 350,000 円 以下	該当する人に所得のあるときに限り控除できます。ただし、その所得が控除額未満 (35 万円未満・寡婦控除は 27 万円未満) の場合は、その所得額のみ控除。
6	寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する人。 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は、対象となりません。 (1) 夫と離婚後、婚姻していない人で扶養親族があり、合計所得が 500 万円以下である。 (2) 夫と死別後婚姻していない人で、合計所得が 500 万円以下である。	1人につき 年 270,000 円 以下	
7	障害者控除	次の (1) ~ (9) のいずれかに当てはまる人 (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人。これに該当する人はすべて特別障害者となります。 (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判断された方。このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者となります。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。このうち障害等級が 1 級の人、特別障害者になります。 (4) 精神上に障害がある人で、厚生労働大臣又は都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人。このうち国民年金法施行令別表に定める 1 級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人は特別障害者になります。 (5) 身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人。このうち 1 級又は 2 級の人、特別障害者となります。 (6) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人。このうち障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている人。これに該当する人は、すべて特別障害者になります。 (8) 常に就床を要し複雑な介護を要する人。これに該当する人は、すべて特別障害者となります。 (9) 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(5)と同程度であることの市町村長や福祉保健センター長の認定を受けている人。このうち(1)、(2)又は(5)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長や福祉保健センター長の認定を受けている人は、特別障害者になります。	1人につき 年 270,000 円	8 の特別障害者控除を受ける人は、7 の障害者控除を重複して受けることはできません。
8	特別障害者 控除		1人につき 年 400,000 円	

収入の計算方法（続き）

1～4の順にしたがって計算していきますと4で世帯月収額がわかります。

1 年間総収入金額あるいは年間総所得金額を次の表により確認してください。

勤務、事業等の状態が次の表の区分番号1～9のいずれかに当てはまるのか判断し、年間総収入金額あるいは年間総所得金額を確認してから順序に従い、計算を進めてください。また、年金受給者の方で年金以外に収入のある方は個別に所得額を算出し合算してください。

収入の種類	区分番号	あなたの勤務、事業、日雇等の状態	計算対象となる期間および金額
年金受給の方	1	遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの。	非課税のため所得の対象にはなりません。
	2	国民年金、厚生年金、共済年金等	前年1月1日から前年12月31日までの年金額（源泉徴収票の支払金額）（前年分源泉徴収票又は改定通知書）

給与所得の方	3	現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、引き続き現在（申込時）まで勤務しているとき。	前年分源泉徴収（前年1月1日から前年12月31日まで）の給与所得控除後の金額
	4	現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在までに1年以上たっているとき。	勤務した月の翌月から1年間の年間総収入金額
	5	現在の勤務先に就職し、現在までに1年にならないとき。	勤務した翌月から申込前月までの総収入金額から算出される推定年間総収入金額 $\left(\begin{array}{l} \text{勤務した月の翌月～申込前月} \\ \text{までの総収入、ただし賞与を除く} \end{array} \right) \times 12$ （上記期間の月数） + $\left(\begin{array}{l} \text{その間に支給} \\ \text{された賞与} \end{array} \right) = \text{推定年間総収入金額}$
6	現在の勤務先に就職してからまだ1か月分の給与を支給されていないとき。	固定給（毎月決まって支払われるもの） $\times 12$ で算出される推定年間総収入金額	

事業所得の方	7	前年1月1日以前から現在まで同じ事業をしているとき。	前年分確定申告書（控）（前年1月1日から前年12月31日まで）の総所得金額。
	8	前年1月2日以後に事業を始め、現在までに1年以上たっているとき。	事業を始めた月の翌月から1年間の総所得金額
	9	事業を始め、現在までに1年にならないとき。	事業を始めた月の翌月から申込前月までの総所得金額から算出される推定年間総所得金額 ※資料を持参して額の認定を受けてください。 $\left(\begin{array}{l} \text{事業を始めた月の翌月～申込前月までの} \\ \text{総売上げ額－営業に必要な経費} \end{array} \times 12 \right)$ （上記期間の月数） = 推定年間総所得金額

4に記入

1,628,000円以下の方は
端数整理しないで2へ進む

端数処理	
総収入金額	= <input type="text"/>
4,000	(小数点以下切の捨て)
<input type="text"/>	端数整理後の金額
$\times 4,000 =$	<input type="text"/>
例	
2,979,369	= 744 (744.84225)
4,000	
744	$\times 4,000 = 2,976,000$

6,600,000円以上の方は
端数整理しないで2へ進む

4に記入

2 年間総収入金額から所得金額を計算してください 1の収入の種類の区分番号2、4～6に当てはまる方。

1 年金受給の方

受給者年齢	公的年金等の収入の合計額	年間所得金額の計算式	所得金額
6	～1,100,000円	0円とする	0円とする
5	1,100,001円～3,299,999円	年金の金額－1,100,000円	年間所得金額－最大100,000円
4	3,300,000円～4,099,999円	年金の金額 $\times 0.75$ －275,000円	年間所得金額－100,000円
3	4,100,000円～7,699,999円	年金の金額 $\times 0.85$ －685,000円	年間所得金額－100,000円
2	7,700,000円～9,999,999円	年金の金額 $\times 0.95$ －1,455,000円	年間所得金額－100,000円
6	～600,000円	0円とする	0円とする
5	600,001円～1,299,999円	年金の金額－600,000円	年間所得金額－最大100,000円
4	1,300,000円～4,099,999円	年金の金額 $\times 0.75$ －275,000円	年間所得金額－100,000円
3	4,100,000円～7,699,999円	年金の金額 $\times 0.85$ －685,000円	年間所得金額－100,000円
2	7,700,000円～9,999,999円	年金の金額 $\times 0.95$ －1,455,000円	年間所得金額－100,000円

上記計算式により算出した所得金額 円

2 給与所得の方（端数整理後の金額）

年間総収入金額	年間所得金額の計算式	所得金額
0円～550,999円	0円とする	0円とする
551,000円～1,618,999円	総収入額－550,000円	年間所得金額－最大100,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円とする	年間所得金額－100,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円とする	年間所得金額－100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円とする	年間所得金額－100,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円とする	年間所得金額－100,000円
1,628,000円～1,799,999円	総収入金額 $\times 0.6$ ＋100,000	年間所得金額－100,000円
1,800,000円～3,599,999円	総収入金額 $\times 0.7$ －80,000円	年間所得金額－100,000円
3,600,000円～6,599,999円	総収入金額 $\times 0.8$ －440,000円	年間所得金額－100,000円
6,600,000円～8,499,999円	総収入金額 $\times 0.9$ －1,100,000円	年間所得金額－100,000円
8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円	年間所得金額－100,000円

上記計算式により算出した所得金額 円

4 世帯の月収額の計算方法

本人の所得金額	+	家族の所得金額	-	控除額の合計	=	<input type="text"/>	÷ 12	→	世帯の月収額
---------	---	---------	---	--------	---	----------------------	------	---	--------

世帯の月収額が158,000円以下であれば補助対象となります。なお、補助額は収入区分によって異なります。

3 控除金額を計算してください。 P1の計算方法の(2)各控除の内容及び控除額について参照し、世帯の状態にあわせて当てはまるものを計算してください。

控除の種類	控除の内容及び金額
1 親族控除	入居しようとしている親族（本人を除く）及び遠隔地扶養家族 $380,000円 \times \text{人} = \text{円}$
2 老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき $100,000円 \times \text{人} = \text{円}$
3 老人扶養控除	扶養親族のうち、年齢70歳以上の老人扶養親族がいるとき $100,000円 \times \text{人} = \text{円}$
4 特定扶養親族控除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人がいるとき $250,000円 \times \text{人} = \text{円}$
5 ひとり親控除	※ただし、その所得が35万円未満の場合は、その所得額のみ控除 $350,000円 \times \text{人} = \text{円}$
6 寡婦控除	※ただし、その所得が27万円未満の場合は、その所得額のみ控除 $270,000円 \times \text{人} = \text{円}$
7 障害者控除	障害者がいるとき $270,000円 \times \text{人} = \text{円}$
8 特別障害者控除	特別障害者がいるとき $400,000円 \times \text{人} = \text{円}$

該当する控除金額	親族控除金額1	2～8の合計	控除金額合計
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

2. 入居者資格確認申請【補助開始前】

① 新たに補助の対象になろうとする場合、下記の書類を揃えて補助金事務局へ提出してください。

※下記以外で、入居世帯の所得を算出するために必要な書類の提出を求める場合があります。

	必要書類	備考
全員が必ず提出する書類	入居者資格確認申請書	・市 HP からダウンロード
	入居者資格に係る誓約書兼同意書	・市 HP からダウンロード ・右上の同居者の欄には 申請者の他に同居される方全員について 記載してください。
	入居する者全員分の住民票の写しの原本	・ 世帯全員 の記載があり、 続柄 の記載があるもの ・ マイナンバーが入っていないもの ・発行から3か月以内のもの
	最新の課税（非課税）証明書の原本	・今年1月1日時点で住民登録されている市区町村から発行されます。 ・ 所得の内訳と扶養控除 の記載があるもの ・ 今年度4月時点で16歳以上の方は収入の有無にかかわらず 提出してください。 ※学生や専業主婦も対象となります。
	前年度の納税証明書 または、前年度の非課税証明書	・前年度の納税証明書を原本で提出 ・ 非課税で納税証明書が出ない方は、前年度の非課税証明書を原本で提出 ※学生や専業主婦も対象となります。
	その他入居者資格に係る証明書等	・ 障害者控除を受ける場合は 、障害者手帳の写しを提出してください。

●課税証明書の提出の例

(パターン1：令和6年10月に夫婦で申請する場合)

- ・夫、妻の令和6年度の課税証明書・・・(最新の課税（非課税）証明書)
- ・夫、妻の令和5年度の納税証明書 or 非課税証明書・・・(前年度の納税証明書 or 非課税証明書)

(パターン2：令和6年4月に夫婦+高校生の子で申請する場合)

- ・夫、妻、子の令和5年度の課税証明書…(最新の課税（非課税）証明書)
- ・夫、妻、子の令和4年度の納税証明書 or 非課税証明書…(前年度*の納税証明書 or 非課税証明書)

※ただし、前年の収入等により、通常6月に発行される最新の課税証明書（この場合は令和6年度）が、より早い時期に発行される場合があります。その場合、賃貸借契約が6月以降に行われる時は令和6年度の課税（非課税）証明書と令和5年度の納税証明書または非課税証明書をご提出ください。

【書類の提出先】補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階
横浜市住宅供給公社 住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいるイン）

- ② 書類審査後、「入居者資格確認通知書」が補助金事務局から送付されます。

・入居者資格確認通知書の**有効期限は、通知書の交付日の翌5月末まで***となります。

※期限を過ぎてしまった通知書については無効となってしまうので、**再度新しい書類を用意のうえ、入居者資格確認申請を行ってください。**

・**書類の審査には通常3週間程度かかります。**ただし、記載内容に不備があるときや、不足書類がある場合、事務局等との調整が必要な場合等は通常より時間をいただきますので、予めご了承ください。

【記載例】入居者資格確認申請書

第1号様式(第9条第1項、第3項)

令和3年7月20日

横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇1-1-1 〇〇ハウス101号室
氏名 横浜 太郎

入居者資格確認申請書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱（第9条第1項・第3項）の規定に基づき、入居者資格の確認について次のとおり申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

1. 入居者及び同居者

入居者	氏名 横浜 太郎	
同居者	氏名 横浜 花子	続柄 妻
	氏名	続柄
	氏名	続柄

同居を希望する全員分の氏名と続柄を記入してください。

2. 経済的支援住宅（まだ入居していない方は記載不要です。）

住宅の名称	まだ家賃補助付きセーフティネット住宅に入居していない方は記載不要です
部屋番号	

3. その他

第1号様式別紙のとおり

添付書類

- 世帯全員の住民票の写し
- 直近の住民税課税証明書（所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの）
- 入居者資格に係る誓約書兼同意書（第1号様式別紙）
- 納税証明書
- その他入居者資格に係る証明書等

【記載例】入居者資格に係る誓約書兼同意書

第1号様式別紙

令和3年7月20日

横浜市長

入居者：申請された方について記載してください
同居者：申請された方以外で同居される方全員について、記載してください。書ききれない場合は欄外または別紙に記載していただいても構いません。

入居者	住所	横浜市〇〇区〇〇1-1-1 〇〇ハウス101号室
	ふりがな 氏名	横浜 太郎
	生年月日	昭和30年1月1日
	性別	男
	電話番号	045-XXX-XXXX
同居者	住所	同上
	ふりがな 氏名	横浜 花子 横浜 次郎
	生年月日	昭和30年2月1日 昭和56年5月1日
	性別	女 男
	続柄	妻 子

入居者資格に係る誓約書兼同意書

入居者及び同居者（入居予定の者も含む）が横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱第〇〇条第〇〇項に定める入居者資格に該当することを、次の内容を
内容を確認し、すべての項目をチェックしてください

なお、入居者資格の確認のため、上記に記載の氏名・性別・住所・生年月日に係る情報を基に、情報所管課及び神奈川県警本部に対して照会することについて同意します。また、申請等に関する連絡及び福祉制度に係る案内の送付のため、上記に記載の住所、氏名及び電話番号を補助金事務局に対して提供することに同意します。

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していません。
- 2 住民税の滞納はありません。又は住民税を特別徴収により納付しています。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に掲載されています。
- 5 現に住宅に困窮しています。

（現在居住している住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃減額補助を行う場合）

- 6 低額所得者のため、現在の住宅に住み続けることが必要です。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

「6」については、
当てはまる場合のみチェックしてください

3. 住民票の送付【転居後】

- ・家賃補助付きセーフティネット住宅へ入居したことを確認するための手続きです。
- ・**補助金の交付にかかわるため、必ず速やかに提出**してください。
- ・ただし、賃貸人が現在の住宅を家賃補助付きセーフティネット住宅にしたことにより、現在の住宅に住み続けたまま補助を受ける場合は、提出不要です。

① 転居後、住民票を新住所に移します。

手続きの際、住民票を取得してください。

※住民票は、

- ・世帯全員の記載があり、続柄の記載があるもの
- ・マイナンバーが入っていないもの を取得してください。

② 補助金事務局へ、**速やかに住民票の写しの原本を提出**してください。

【書類の提出先】補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

横浜市住宅供給公社 住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいるイン）

4. 年1回の入居者資格確認申請【毎年6月】

- ・毎年度、収入要件等の入居者資格を引き続き満たしているかどうかの確認を行います。
- ・この確認により、入居世帯の所得が15万8千円(21万4千円)を超えてしまった場合など、**入居者資格を満たしていないことが判明した場合は、家賃補助は打ち切り**となりますが、**本来の家賃額で引き続き入居することは可能**です。
- ・毎年、補助金事務局から入居者に対して、申請に関するご案内を送付します。

■入居者資格確認申請の流れ

- ① 指定された期日までに、次の書類を揃えて補助金事務局へ提出してください。
 ※下記以外で、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

	必要書類	備考
全員が必ず提出する書類	入居者資格確認申請書	・市 HP からダウンロード
	入居者資格に係る誓約書兼同意書	・市 HP からダウンロード ・右上の同居者の欄には 申請者の他に同居される方全員について 記載してください。
	入居する者全員分の住民票の写しの原本	・世帯全員の記載があり、 続柄 の記載があるもの ・マイナンバーが入っていないもの ・発行から3か月以内のもの
	最新の課税（非課税）証明書の原本	・ 当年度 のものを提出 ・今年1月1日時点で住民登録されている市区町村から発行されます。 ・ 所得の内訳と扶養控除 の記載があるもの ・ 今年度4月時点で16歳以上の方は収入の有無にかかわらず 提出してください。 ※学生や専業主婦も対象となります。
	納税証明書※	・前年度のものを原本で提出 ※非課税で納税証明書が出ない方は前年度の非課税証明書を提出してください。
	その他入居者資格に係る証明書等	・ 障害者控除を受ける場合は 、障害者手帳の写しを提出してください。

【書類の提出先】補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階
 横浜市住宅供給公社 住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいるイン）

- ② 書類審査後、「入居者資格確認通知書」が補助金事務局から入居者へ送付されます。
 通常9月頃を目途に交付を行いますが、記載内容に不備があるときや、不足書類がある場合は前後する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ③ この確認により算出された入居者負担額については、**10月分から反映**されます。

5. 退去する場合

- ・住宅を退去する場合は、賃貸人へ連絡・届け出を行ってください。（市で定める様式はありません）
- ・契約者が退去し、同居者が引き続き住み続ける場合（契約者が変更となる場合）には、別途名義承継の手続きが必要となります。

■名義承継

賃貸人が市へ行う手続きなので、入居者の方は、賃貸人へ次の書類を提出してください。

必要書類	備考
旧契約者と新契約者の住民票の写し	旧契約者がその住宅から転居し、新契約者が世帯主となっていることを確認するため。

※その他必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

6. 入居世帯の構成等に変更が生じた場合

- ・出産や死亡、転出入等により入居世帯の構成に増減が生じた場合や、氏名変更等の変更が生じた場合は、下記の手続きを行ってください。

■世帯員変更届

賃貸人が市へ行う手続きなので、入居者の方は、賃貸人へ次の書類を提出してください。

必要書類
住民票の写しやその他変更事項を証明する書類

※必要に応じてその他の書類を追加で提出していただく場合があります。

7. 手続きに関するお問合せ先

【補助金事務局】

横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部

住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいるイン）

電話 : 045-451-7762

受付時間：月曜日～金曜日（土日・祝日、年末年始を除く）

10時～17時（12時～13時を除く）

住所 : 〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

8. 子育て世代への補助資格について

- ・ 令和5年4月21日より、子育て世代の対象世帯を拡充しています。
- ・ 令和10年度までの時限措置（予定）となっています。

(1) 補助要件

- ア P1【1.入居者資格】の2～7のすべてに該当していること
- イ 令和3年12月20日以降に入居するものであって、令和11年3月31日までに家賃減額補助が開始されること
- ウ 当該入居者の月収額が15万8千円を超え、21万4千円を超えないもの
- エ 次の①、②のいずれかに該当するもの
 - ① 子育て世帯（子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者がいるもの）
 - ② 新婚世帯（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内のもの）

(2) 補助限度額

4万円／戸・月

(3) 補助期間

子育て世帯：最大6年間、新婚世帯：最大3年間